

憲法議会における受益権の挿入 : 日本国憲
法第17条, 第40条の歴史的背景

TAKAHASHI, Hikohiro / 高橋, 彦博

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and labour

(巻 / Volume)

37

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

47

(終了ページ / End Page)

85

(発行年 / Year)

1991-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006704>

憲法議會における受益権の挿入

——日本国憲法第一七条、第四〇条の歴史的背景——

高橋彦博

- 一 日本国憲法における受益権の位置
 - 二 帝国憲法体制下における人権論
 - 三 鈴木義男による政治争点の設定
 - 四 鈴木義男による政治争点の展開
 - 五 国家と個人の接点としての人権の領域
- 結びとして——

一 日本国憲法における受益権の位置

第二次世界大戦終結の翌年、一九四六年の六月二五日、第九〇回帝国議會に上程された帝国憲法改正案は、同年八月二四日に衆議院で可決されている。この間に、政府提出の改正案は大幅な修正を受けたのであり、その修正には、大日本帝国憲法体制下において蓄積された日本社会近代化のための多様な試行経験が活かされていた。そして、その

ような修正作業の主な担い手の役割を果たしたのは、日本社会党であり、衆議院本会議で代表演説や代表説明を行なった片山哲であり原彪であり、憲法改正小委員会のメンバーとなった森戸辰男であり鈴木義男であった。

戦後直後の日本社会党の存在には、戦前の日本社会における自由主義思想や自由主義法学の到達点の意味が含まれていた。社会党の右派と左派の組織対立を越えたところで、日本の社会に底在していた批判的理性の結果点として、あえて言えば知的共同体として機能する役割が、当時の日本社会党に課せられていた。

憲法改正小委員会による政府案の修正案が、衆議院の本会議に報告されるに当たって、日本社会党を代表して起つた原彪は、小委員会修正案について「我が党ノ主張ガ大体ニ於テ其ノ八割マデハ貫徹サレタ」と評している。⁽¹⁾ 右派と左派の対立図式で言えば、片山哲や森戸辰男や鈴木義男は右派であり、原彪は左派であったが、憲法議会の局面では、社会的民主主義の志向が、後の左右両派によって、基底的に一致点として確認されていた。

ところで、日本社会党が提起し通過させた修正箇所の中に、第一七条と第四〇条の新たな挿入があった。憲法改正小委員会案の衆議院本会議への上程にあたって、自由党の芦田均は、同小委員会の委員長として、この二カ条の内容について次のような説明を行なっている。

従来我が国ニ於テハ公務員ノ不法行為ニ依ツテ損害ヲ受ケタ場合、又罪ナクシテ処罰ヲ受ケル、即チ冤罪ノ場合ニ賠償又ハ補償ヲ受ケル権利ガ十分保護セラレテ居ナカッタコトハ既ニ御承知ノ通りデアリマス、是等ノ権利ヲ憲法ニ明記シテ、國家又ハ公共団体ノ賠償責任ヲ明カニスル為メ、特ニ二ツノ場合ヲ區別シテ第十七条ト第四十条トニ新タナ規定ヲ設ケルコトトト致シマシタ、

芦田の説明は、内容説明としてはその通りであろうが、この二カ条挿入の提案者であった日本社会党の鈴木義男は、賠償規定と補償規定の二カ条、すなわち第一七条と第四〇条の挿入経過について、後日、特別な説明を行なっているのであり、その点が注目される。

鈴木は一九五六年、参議院の内閣委員会における公述として、第一七条については「私が入れることを希望し、入れていただいた条文であります」と述べ、第四〇条については「これも私が入れていただいた」と述べているのである。⁽³⁾ この公述において、鈴木は、日本社会党提案の他の修正条項については、「われわれが入れた条文」というように、修正主体が党、あるいは小委員となつた議員集団であつたとしており、第一七条と第四〇条の二カ条について、鈴木が特に「私」を強調している点が注目されるのである。

右の鈴木の前述によれば、日本国憲法第一七条と第四〇条の創出は、手続きとしては、日本社会党の提案によって挿入された条文であるとの経過を示していたが、内実としては、鈴木義男という一人の公法学者、そして在野法曹の経験者による強い要望からもたらされた経過を含む規定なのであつた。鈴木は、第一七条については、「私が長い間の訴訟上の経験」から「日本では必要なんだ」と判断した条文であり、第四〇条については、「法曹界からの強き要望」もあり「私がお願いをして」挿入した条文であつたと述べている。⁽⁴⁾

以下においては、鈴木が、第一七条と第四〇条を、「私」の立場で挿入させた背景にある「訴訟上の経験」と「法曹界からの強き要望」がどのようなものであつたかを探ることにしたい。そこに、日本国憲法の自生的要因の一つを見出せるであろうことが確かであると思われる。

この二カ条、すなわち第一七条と第四〇条は、美濃部達吉の言う「受益権」の規定である（『憲法撮要』）。大日本帝國憲法においても請願権や裁判請求権として、解釈の仕方によっては容認されていたと言える「積極的公権」として

の國務要求権であつたが、個人が「臣民」の呪縛から解かれた日本國憲法においては、イエリネクの言う「國庫」(der Fiskus) に対する國家賠償と刑事補償の請求権の明記が受容されるに至つたのであつた。

日本國憲法第一七條

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

日本國憲法第四〇條

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

鈴木は、日本國憲法施行時の司法大臣、そして法務總裁として、一九四八年の時点で、日本國憲法の逐條解説を試みているが、第一七條の國家賠償請求権については、次のような解釈を加えている。

行政作用にもとづく不法行為に対して、損害賠償を認めるといふ制度は、從來、全く不備であつた。この種の不法行為には二つの場合がある。(一)は、行政上の設備がわるいために人に損害を加えた場合……(二)は、官公吏の行為そのものによつて人に損害を加えた場合である。これは、警官が罪なきものを故意に引致したり、税務官吏が誤つて滞納処分をしたりしたような例がこれである。判例は、(一)の場合について、⁽⁵⁾ほほその行政庁に損害賠償責任を認めるようになったが……(二)の場合などは、全く行政庁の責任が認められていないのである。

同じ逐条解説の試みとして、鈴木は、第四〇条の刑事補償請求権については、次のような解釈を加えている。

現に刑事補償法というものがあるが、これは、本条の規定するように、無罪の裁判があつたときだけに限られ、検事から犯罪の嫌疑なしとして不起訴処分をうけた場合には、補償が与えられないということ、および、その補償金が問題にならない少額であることなどについて非難されている。本条は、同じく、「無罪の裁判を受けたときは」として、不起訴処分をうけた場合を除外しているが、これは法律において、若干補償される必要があるであろう。

そして、鈴木は逐条解説において、受益權は、基本的人權の一つとされているのであつた。鈴木は、美濃部達吉の説に依ることを明らかにしながら、基本的人權には、平等の權利、参政權、受益權、自由權の四種があるとしている。^(註) 受益權を、基本的人權の一つとする鈴木の法解釈については、その法構造の特異性に注目しておく必要があるであらう。

鈴木は憲法論における一つの特徴は、基本的人權概念を拡大出来るところまで拡大して理解するところにあつたと見受けられる。自然權的基本權を基底とする基本的人權の位置付けがなされているが、基本的人權を特に一九世紀的な市民社会に特有の基本權として限定する理解が示されているわけではない。あるいは、受益權や社会權の展開に注目し、そこに現代憲法の躍動を見出していることは確かであるが、そうであるからといって基本的人權を越えた地点で生存權的基本權の特別な領域が存在するであろうことを認めていたわけでもない。そうではなく、自然權的基本權や生存權的基本權をも包み込む位置に基本的人權を置いているのである。鈴木の新憲法についての逐条解説は、第 11 条における基本的人權の解釈として次のような見解を示している。

基本的人権というのは、自然法説の観念である。……

人間が人間である以上、そこには国家といえども奪うべからざる最低の限界がある。これを基本的人権というのである。

……

これ〔基本的人権の具体的内容〕は、文化の程度によつて発展するものであつて、およそ時代の進展に伴つて多少の変化がある。アメリカ憲法などは、以上に掲げた程度に止まつているのであるが、アントンメンガーが、経済的基本権すなわち生存権を主張し、ドイツのワイマル憲法がまずこれを取り入れ、わが憲法も、これに従つたものであつて、最も新しい、進歩的なものである。⁽⁹⁾

日本国憲法における基本的人権の規定は、生存権的基本権をも含む、その意味で「最も新しい、進歩的なもの」とされているのであつた。

受益権を、そして社会権を、基本的人権の展開局面として位置付ける理解は、鈴木のみの特有の法解釈ではなかつた。鈴木 of 解釈は、美濃部達吉の公法理論に依拠するものであつたが、鈴木 of その特異な解釈と同じ理解を示していた例として、我妻栄の場合がある。我妻は、控え目にはあつたが、日本国憲法制定時の解釈として、生存権的基本権を基本的人権から切り離し宙に浮かせる法権造に対して批判的な見地を示していた。⁽¹⁰⁾

鈴木における受益権論や基本的人権論に、鋭い人権感覚の所在を認めることが出来る。そして、その人権感覚は、大日本帝国憲法体制下における自由主義法学の土壌から生み出されたものであつた。つまり、受益権規定を新憲法の体系に組み込む基本発想となつた鈴木の人権感覚は、すでに大日本帝国憲法段階で、それなりに、鈴木 of 法学者としての理論的研鑽過程で社会的に確認され、鈴木 of 在野の法曹としての司法実務への関与の過程で社会的に検証されて

いる法感覺なのであった。

日本國憲法の形成過程で挿入された受益権の規定は、大日本帝國憲法体制下で培われて来た人權感覺の一つの凝集点であり、一つの結晶であつたのである。日本國憲法の体系における受益権に注目することは、その背景となる帝國憲法体制下において讓成されていた何程かの人權感覺の地下水脈に注目することになる。

- (1) 『衆議院議事速記録第三十五号、帝國憲法改正案、第二読会』『官報号外』昭和二十一年八月二十五日、五〇八ページ。東京大學出版會復刻版による。
- (2) 同右、五〇四ページ。
- (3) 鈴木義男『私の記憶に存する憲法改正の際の修正点——參議院內閣委員會に於る公述速記——』『第二十四回國會參議院內閣委員會會議錄第三十八号』。憲法調查會事務局小冊子『憲資・總第一二号』一九五八年二月、による。同小冊子、一二、一四ページ。
- (4) 同右、同ページ。
- (5) 國家の人格を認めることによつて「國庫理論」(Fiskaltheorie)を成立させ、そうすることによつて個人の國家に対する財産法上の請求權を成立させる國家法人説がイェリネクの「一般國家學」であつた。第二章を參照。受益権について、イェリネクは、同上第一章で、<öffentlich-rechtlichen Ansprüche>とか<Ansprüche auf Verwaltungstätigkeit des Staates>とかの規定を行なつてゐる。G. Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 1929, S. 420. 戸部信喜、小林孝輔、和田英夫、ほか訳『イェリネク・一般國家學』學陽書房、一九七六年、三三六ページ。
- (6) 鈴木義男『新憲法逐條解説(第四回)』『社会思潮』一九四八年五月。
- (7) 鈴木義男『新憲法逐條解説(第六回)』『社会思潮』一九四八年七月。
- (8) 鈴木義男『新憲法逐條解説(第三回)』『社会思潮』一九四八年四月。

(9) 同右。

(10) ワイマール憲法(一九一九年)において「自由権的基本権」に「生存権的基本権」が「付加」され、そこには「方向転換」が認められる、としたのは我妻榮であった。さらに我妻は、このワイマール憲法における「生存権的基本権」の保障は、第一次大戦後のチェコスロヴァキア国憲法(一九二〇年)、ポーランド共和国憲法(一九二二年)に「承継」されている経過を指摘している。そこで我妻が留意することになるのは「スターリン憲法」(一九三六年)であるが、我妻は、ワイマール憲法とスターリン憲法は「生存権的基本権」の保障の面で「両者その根本の態度を向うする」ことを認めている。その上で、「自由権的基本権」がスターリン憲法において「殆んどその姿をひそめてゐる」点を重視しているのであり、「人間らしい生存」のためにワイマール憲法とスターリン憲法と「何れが一層適当であるかは残される問題である」としているのであった。国家学会編『新憲法の研究』有斐閣、一九四七年、所収、*「基本的人権」*第三節。スターリン憲法が「資本主義国民の行動の綱領」となり、「反ファシズム闘争の有力な武器」になることが想定され、スターリン憲法の解釈は、「ブルジョア民主主義の限度さえ維持できずに後退」してゆく「日本の憲法の実態をはつきりと浮彫りにするであろう」とする憲法論が展開されつつある戦後直後の状況であった(長谷川正安「憲法学の方法」日本評論新社、一九五七年、二一六〜二一七ページ)。基本的人権を基底に据えたとスターリン憲法を現代憲法の方に到達点として位置付ける評価には慎重にならざるを得ない、とする当時の状況における我妻の視点の確かさについて、改めてここで注目しておきたい。

二 帝国憲法体制下における人権論

新憲法としての日本国憲法の体系における基本的人権の位置は、「侵すことのできない永久の権利」としての位置であり、美濃部達吉の注解によれば、「法律以上の効力を有する不可侵の権利」としての高みに置かれているもので

あつた。そして、ここに「新憲法が旧憲法とは全然異つた思想を根柢として居る」ところの特色が「明示」されてゐるのであつた（『日本国憲法原論』第三章第三節の一）。日本国憲法において、基本的人権に関する「侵すことのできない永久の権利」なる文言が、第一条と第九七条において二度繰り返されて使用されている異様さは、日本国憲法の体系に占める基本的人権の規定の重みと、その思想の「根柢」性を示していると理解出来る。

鈴木義男の日本国憲法論における基本的人権の注解は、美濃部の言う「不可侵の権利」の意義と内容についてさらに具体的に説くものとなつてゐた。鈴木は、旧憲法体制下における人権不在の状況を生ずる実態において把握した法曹実務者の立場において、新憲法における基本的人権の意義を説いてゐるのであつた。

大日本帝国憲法体制下において、人権は、国家と法によつて承認された範圍においてのみ許容される権利であつた。そのことは、逆に、人権なるものは、法の名に依りさえすれば有名無実のものとなる権利に過ぎないことを意味してゐた。大日本帝国憲法の体系において、自然権としての人権は承認されていなかったのである。

鈴木は、旧憲法体制下において、あるいは「保護検束」によつて、または「未決監」への拘禁によつて、すなわち法の名によつて、「死んだ者も少なくない」ことを指摘して、次のように言う。

明治憲法には日本臣民は素りに逮捕しない監禁しないと約束して居つたが、実際はかういふことが何千何万と行はれて居たのである。つまり法律による非ざればと書いてあつたものを利用して、全く目的を異にする法律（行政執行法）をかういふ風に濫用して、人身の自由を束縛したのである。かういふことでは憲法の保障も何にもならないわけである。……そこで今度の憲法の改正に當つては、真に國民に対して権利と自由とを保障することにし、法律をもつても侵すことは許さない、もしさういふ法律を作るならば、その法律が憲法違反であつて無〔効〕であり、さういふことをした官吏は懲戒その他罰に処せられるといふことにしたのである。¹⁾

大日本帝国憲法体制下では、人權に対する侵害が、あるいはすでに当時、人口に膾炙されていた表現を使えば「人權蹂躪」が、「何千何万と行はれて居た」とする鈴木⁽¹⁾の断言は、法学者としての鈴木としてよりも、帝国憲法体制下における法曹実務の経験者であった鈴木によってなされた断言であった。在野法曹の立場における旧憲法体制下の人權蹂躪に対する事実認識を基にして、新憲法の基本的人權条項に関する鈴木⁽²⁾の、「今度の憲法の最も大切な眼目はここにある」とする評価が導き出されているのであった。

以下、在野法曹としての鈴木⁽³⁾の、旧憲法体制下における人權感覺の展開状況を概観しておきたい。

鈴木⁽³⁾が、東京地方裁判所に弁護士⁽³⁾の登録をし、第一東京弁護士会に所属したのは、一九三一年五月であったとされている。帝国弁護士会の会誌『正義』に鈴木⁽³⁾が寄稿をし始めたのは一九三一年一二月号からであるが、最初の論題は「明治以後の我が司法及法学界の変遷」であった。この論文で、鈴木⁽³⁾は、かの有名な、国体に関する上杉慎吉と美濃部達吉との間の論争⁽⁴⁾に触れ、「美濃部博士の主張の要点は当時にあつては人權確立にあつたのであらうと思はれる」(傍点、引用者。以下、同じ)とする見解を示している。

鈴木⁽³⁾は、右の引用に続けて、「憲法發布以来我國民の權利が学説として公認せられたことに付ては(美濃部)博士の業績を忘れることは出来ない」ともしているのであり、鈴木⁽³⁾のこの、美濃部の公法理論の根底に人權論を見出す視点は、その後の鈴木⁽³⁾の在野法曹としての活躍の基軸が何処に設定されるものとなるかを端的に表明している。美濃部の憲法学説を、「天皇機関説」に偏つて評価する視点は、鈴木⁽³⁾の場合、採られていない。

大日本帝国憲法体制下の憲法論において、認められているのは「臣民」であり、「臣民」としての「人格及權利」であつた。穂積八束によれば、「臣民」とは「絶対ニ、無限ニ、國家ニ從屬シテ其ノ權利ニ服從スルコトヲ其ノ本質

トス」と規定されている存在であつた。さらに、「此ノ完全ナル服従アルカ故ニ亦完全ナル保護ヲ受ケ、完全ナル保護アルニ由リテ權能ノ享有ヲ全ウスルコトヲ得ルナリ」とされていて、國家の保護によつて与えられる「權能」が「人格及權利ノ享有ノ謂」であるとされているのであつた（『憲法提要』第三章、第四章）。このような「臣民」論が、有力な通説であつた。

國家の構成要員を「臣民」に限定し、その「臣民」としての在り方へのみ個人の場合を与える憲法論は、そのまま上杉慎吉に繼承されていた。そして、穂積と上杉は、共に、その「臣民」觀を、自然法学説における人權論に對置していたのであつた。自然法学説批判を、上杉慎吉の場合で見れば、次のように直截であり明快である。第一に、「人ハ國家ヲ成スニ依リテ、其ノ本性ヲ充實シ發展ス、人ノ國家ニ屬シ統治權ニ服従スルハ、其ノ本性ヲ遂クルノ根本条件ナリ」とされている。従つて、第二に、「故に人ハ國家ニ於テ自由且ツ平等ナリ、人ハ天賦自然ニ自由ニモ平等ニモ非サルハ明白ナル事實ナリ」となるのであつた（『新稿・憲法述義』第二篇第五章）。穂積と上杉の憲法論に共通するのは、自然法的人權思想の日本社會への流入を阻止しようとする強烈な使命感であつた。

そのような穂積と上杉の憲法学説に真正面からの対決を挑んだのが美濃部達吉の憲法学説であり、そこには、美濃部なりに論理整然とした「臣民」論があり、「臣民」の「權利義務」論があつた。美濃部が、大日本帝國憲法の第二章を構成する「臣民權利義務」について、「國家に對する臣民の國法上の地位を定むる」と解釈する時、あるいは「國の統治權に對して臣民及各個人が如何なる關係に立つかの定である」とする時、「臣民の語はその人に屬する身分を指す」とされ、「臣民」身分の實體としての「個人」の存在が、あるいは權利主体としての「人民」の存在が浮上させられるのであつた（『逐条・憲法精義』第二章序論）。美濃部の解釈によれば、大日本帝國憲法体制下においても、「個人」と「人民」は存在し得たのである。

大日本帝国憲法の体系が、第一章天皇、第二章臣民權利義務、第三章帝国議會、第四章國務大臣及樞密顧問、第五章司法、第六章會計、となつていて、それは、すべて「国の統治組織に付いての規定」となつてゐることを美濃部は認める。それにもかかわらず、この統治組織の法体系において、第二章だけが統治に対する個人の場を設定するものとなつてゐるとする解釈を加えるにあつて、美濃部は、憲法典構成上の不備を指摘せざるをえなかつた。「第一章と第三章との間に本章の規定(第二章臣民權利義務)を挿入したのは、立法技術の上に於いては必ずしも体裁を得たものではない」のであり、この構成は「論理上正当の順序を為せるものとは言ひ難い」ことを美濃部は認めてゐる。⁽⁵⁾ そう認めたと上で、美濃部は、この憲法体系における波瀾が「西洋の立憲制度の発達に由来して居るものである」と分析する。美濃部は、大日本帝国憲法が、アメリカの獨立戦争における「權利宣言」やフランス革命における「人權宣言」が確立した「個人の自由」や「人民の權利」の「影響の下に在るものと謂ふことが出来る」としてゐるのであつた(「逐条・憲法精義」同上)。これは、神權君主制の体系に対して普遍的價值意識の具現としての人權規定を對置・挿入する理論的營為であつた。

鈴木が、「正義」誌に發表した第一論文において、美濃部達吉による「人權確立」や「國民の權利」の學說としての「公認」に果たした役割を評價したのは、鈴木が、公法学の分野において、美濃部と同じ立場で、穂積や上杉の憲法論に對峙するだけでなく、先にも触れた通り、今後は、司法の領域において、特に、在野法曹の場において、美濃部の人權擁護の法理論の具体的な展開者となるであろうという立場を宣明する意味を持つていた。鈴木は、右に見た一九三一年發表の「明治以後の我が司法及法学界の変遷」に續けて、主として權力の濫用に対する人權擁護の論説を、確認された限りにおいては、一九三八年に至るまで、帝国弁護士会の會誌「正義」誌上に一〇本近く發表してゐる。⁽⁶⁾

- ① “選舉法改正案批判” 一九三三年三月。
- ② “勾留規定の改正に付て” 一九三四年一月。
- ③ “檢察と裁判の分離を要望す” 一九三四年九月。
- ④ “行刑上の累進処遇に付て” 一九三四年一二月。
- ⑤ “人權蹂躪の防止” 一九三五年四月。
- ⑥ “人權蹂躪問題” 一九三七年四月。
- ⑦ “遵法心に就て” 一九三七年一〇月。
- ⑧ “憲法五十年” 一九三八年三月。
- ⑨ “司法制度の改革に就て” 一九三八年五月。

これらの論說の中には、司法実務の担当経験に由らずには得ることの出来ない人權蹂躪の実態が示されていた。また、そのような実態を卒直に、そして大胆に呈示する鈴木であった。一例を挙げる。

刑事被告人と雖もその人格は尊重されなければならず、その自由は不必要に紊りに侵犯さるべき筈はないのである。然るに事の実際は如何と云ふに必要ありと云ふ口実の下に一年二年の勾留を継続せしめらるるもの比々然りである。刑事訴訟法が最長期を二カ月と限定した規定は何等の意味を為さないものの如くである。或は被告が自白せざる場合、期限に先つて勾留更新を決定し、心理的畏怖心を利用して自白を強要するが如く解せらるゝ事例すらも存する。……最後に死亡前教日形式的取調が一回なされたと云ふが遂に死亡を以て終局に達したと云ふ実例もあると云ふことである。(② “勾留規定の改正に付て”)

学生時代から社会主義に関心を持ち、法学者としての研究テーマも労働法や社会法の領域に設定する鈴木義男であった。治安維持法によって共産主義者達が逮捕されている事態に強い関心を持たないことはなかった。しかし、鈴木の場合、思想弾圧に抗議の声を挙げる際にも、その抗議を人権擁護という普遍的価値意識から遊離させることはなかった。その点については、例えば、次のような論点呈示の例がある。

我国に於ても幸にして犯罪探査の自然科学化、倫理化に伴ふて近時余程拷問の数を減じたのである。然るに最近十年警察官をして再び昔の拷問慣行に返らしめた傾向があると云ふのは、各地に於ける治安維持法違反事件の検挙に於ける非人道主義の公許である。治安維持法違反が一の政治犯であるか被廉恥犯であるかは犯罪観察上争があるであらうが、一般警察官によつて国法を無視する不逞の徒と目され、甚しきはかかる被疑者は最初から国法の保護の外に在る者として、云ふに忍びざる暴行陵虐を受けても人敢て之を怪まず、人権擁護を任とする法曹も、之に抗議することは自らも又国賊の汚名を衣ることを虞れて全く沈黙を守つたのである。その結果一部下級官吏のサディズム的嗜好の満足の対象とさへされた観があり、習性となつて拷問公行の風を馴致したことは否定出来ないことである。(⑥「人権蹂躙問題」)

帝国弁護士会は、鈴木の紹介によれば、法曹出身議員を介して、刑事訴訟法の改正を試みていた。改正の要点は、拘留期間に厳格な制限を設けるところに置かれていた。鈴木の表現を借りれば、「在朝の心ある法曹、及び在野幾多の法曹は勾留の濫用に対して憤激し、機会ある毎に言議を尽してその弊を矯めんとして居る」のであった。(②「勾留規定の改正に付て」)。鈴木の人権論展開は「在野法曹」に課せられた「常住的任務」の自覚によるものであった。(同上)。

一九五〇年代に、鈴木は「訴訟上の経験」と共に「法曹界からの強き要望」があつて、日本国憲法に受益権規定を

挿入したと語ったのであったが、そのような鈴木^の述懐が生まれた背景を、まずは、一九三〇年代の鈴木による「正義」誌上の約一〇本の論説に充分に見出すことが出来るようである。

ところで、鈴木は、検察と裁判の分離を求めるに当たって、「裁判丈は天皇の名に於て不偏不党に行はれて行かなければ……」とする論理を使用している(③「検察と裁判の分離を要望す」)。鈴木^の論説において、天皇の名が使用されている次のような例もあつた。鈴木は、憲法典の「運用」の意義を「憲法争議」の経験から確認し、立法機関の機能としての審議権や協賛権行使の意義を改めて確認し、「司法権の運用に於て、憲法の根本要請とも云ふべき民権の尊重」を求めるに当たって、「明治天皇の欽定し給へる大御心に副ひ奉る所以であらう」とする論理を使用している(⑧「憲法五十年」)。

鈴木にとつて、君主制の形式は、近代法の法体系構築を促進する要因として肯定的に、むしろ積極的に、受容されるものとなつていた。検事や予審判事による権利の濫用が天皇の名によつてなされるのに対し、人権を擁護する側も天皇の名によつて抗議する方法は、鈴木の場合だけではなく、当時の議會と法廷における通例となつていた。

(1) 鈴木義男「新憲法説本」鱒書房、一九四八年、四五ページ。(一)内は引用者。以下同じ。

(2) 同右。

(3) 鈴木義男伝記刊行会「鈴木義男」刊行会刊、一九六四年、所収「年譜」参照。鈴木が東北帝国大学を辞するに至つた事情について詳しく語られている例は未見であるが、滝内礼作は「赤い」ところが嫌われたためではないかとしている(同上、一一三ページ)。なお、鈴木自身が「危険思想の故をもつて東北大学をやめ……」と語つたことがあると記憶されてゐる例もある(同上、五三ページ)。

(4) 星島二郎編「上杉博士対美濃部博士 最近憲法論」真誠堂、一九一三年、を参照。文部省開催の中等教員夏期講習会

で美濃部が行なった講演が、上杉・美濃部論争の発端と言えるが、この講演記録「憲法講話」初版の序文で美濃部が強調したのは、「変装的専制政治」に對置される「國民の權利」であつた。同上、一四ページ。

(5) 統治の法体系に人權の條項を乱入させる美濃部達吉の大日本帝國憲法解釈は、嚴密な法解釈の域を越え、政治的価値意識を先行させたものであつたと批判されるべきであらうか。宮沢俊義が、美濃部憲法学には立憲主義についての思い入れが強くあつたのであり、「明治憲法を、それが、ある、よりも、もつと民主的に解釈しよう」とされた「明治憲法の正しい解釈方法としては、少しゆきすぎがあつた」としているのに対し、長谷川正安は次のように反論している。そうではなく、「明治憲法の成立」国会開設とともに一部現実化し、大正末から昭和のはじめに「憲政の常道」となつた議院内閣制という事實を理論化し、ヨーロッパの憲法論によつて裏打ちしたのが博士の立憲主義である」(『憲法学史(下)』「講座・日本近代法発達史(9)」勁草書房、一九六〇年、一一二ページ)。人權論についても、治罪法以降の刑事訴訟法の變遷史を背景に、立憲主義の場合と同じ美濃部憲法学における解釈の正当性を主張し得るのではなからうか。その際、長谷川は、「解釈」の領域に対し「認識」の領域を設定して美濃部憲法学の評価を試みているのであるが(同上、一一三ページ)、同時に、美濃部の理論的営為が立脚点としていた解釈学としての正当性を充分に見ておくべきではないかと思われ。美濃部は、近代憲法の成立基盤に普遍的な法規範として人權宣言を定置していた。

(6) 鈴木義男の一九三〇年代における法理論の展開は、主として四つの分野において試みられていた。行政法学の理論的研究の成果は、佐々木惣一や美濃部達吉の還暦記念論文集に發表され、判例評釈や判例研究は「国家学会雑誌」や「法学志林」に發表され、選挙違反や治安維持法違反関連の判例批評や論評は「法律新聞」に發表され、法曹実務の経験から提起される司法に関する発言の場には帝國弁護士会誌「正義」が当てられていた。

(7) 帝國弁護士会は、日本弁護士協會と比較すると「権力批判が弱いように見える」と指摘されている。編輯刊行特別委員會「東京弁護士会百年史」同会刊、一九八〇年、三八五ページ。治安維持法改悪について「沈黙」を守つた帝國弁護士会であつたが、人權問題については特別な取組を見せていたのであつた。鈴木の所屬は東京第一弁護士会であり、全國組織の帝國弁護士会は、主として東京第一弁護士会によつて構成されていた。同上、三八四ページ、参照。

三 鈴木義男による政治争点の設定

法曹実務に携わった鈴木義男の現場感覚において、帝国憲法体制下における現実的で効果ある、その意味で最も鋭い政治争点の設定が君主制の存在とその日本的態様に見出されることはなかった。帝国憲法体制下の国家主義の枠において、人間的実在を賭けた政治争点は、人間的在り方の個人としての場における確定であり、鈴木において、それは、法曹の場における、さらには法の理論体系における、そして国家に対置される社会の場における、人権の確定でありその確保であった。

鈴木の人権感覚からすれば、たとえば治安維持法違反に問われた被告達も、君主制に対する果敢な異議申し立て人として評価されたり、同情されたりして、救済の対象となることはなかった。弁護人としての鈴木は、「国体ヲ変革スルコト」を企てる被告人に対しては、それを愚挙であり暴挙であると見なす態度をとっていた。

河上肇は、一九三三年、治安維持法違反者として逮捕され、懲役五年の実刑を課せられているが、その時、河上の弁護人となつたのは鈴木であった。¹⁾『獄中独語』を発表し「腐儒としての単なるマルクス学者」としての立場を表明したにもかかわらず「自叙伝」三、実刑を課せられた河上について、弁護人としての鈴木は、法廷で裁判官に対し弁護しただけでなく、法廷における河上の態度と「転向声明」を発表した河上の心境について、世評に対する弁護を試みている。²⁾ その機会に明らかにされた鈴木の河上弁護の法理論は、次のような構成となっていた。

治安維持法違反で問われる共産党関係被告に対する判決には、その前文に、「日本共産党がコミンテルンノ日本支部ニシテ革命的手段ニ依リ我國体ヲ変革シ且私有財産制度ヲ否認シプロレタリアートノ独裁ヲ樹立シ之ヲ通シテ共産

主義社会ノ実現ヲ目的トスル秘密結社ナルコトヲ知りナカラ……」と判定する一節が、「殆んど全部」に、「殆んど不動文字と云つてもよい位に書き添へられる例」となっていた。この判定の内容を、鈴木は問題にする。鈴木によれば、この判定の論理には、治安維持法の法的欠陥が露呈していた。要約すれば、次の三点が、その法的欠陥であった。

第一に、秘密結社加入は、本来は治安警察法の対象であるのに、日本共産党関係者を治安維持法における重刑の対象とするため、強引に、国体の変革と直結させている。第二に、国体の変革方針を知るだけでその実行を具体的に意図していない場合にも重刑の対象にするため、私有財産制度の理論的否定を国体の変革方針に短絡させている。第三に、資本主義の変革や是正、さらには封建主義の排除も含まれる多様な私有財産制度の否定論を、そのまま広義の概念において無規定に把握しようとしている。そして、鈴木に依れば、河上肇においては、秘密結社に加盟はしたが国体の変革を意図していたわけではなく、その経世済民の志は私有財産制度の否認論ではとらえ難い広義のものであり、河上の主な関心はどちらかと言えば封建的遺制の克服、すなわち「土地と自由」にあった、とするのが鈴木が河上を弁護する主な論点であった。⁽³⁾

ただし、次の一点で、河上は、他の「共産党関係の被告」と同じく、世論によって非難され、「おしなべて無同情と罵言と冷笑の裏に立つて居る」ことを鈴木は指摘する。その一点とは、君主制の問題であり、「国体ヲ変革スルコト」への関与であった。「天皇制の転覆」(三三年テーゼ)について、鈴木は次のように言う。

それは只一つ共産党の綱領の中に我国では只に支配階級から丈でなく一般大衆からも到底支持されない一つの項目を含んで居るからである。国民的感情と道徳とを無視してこの項目を堅持する為めにいかに多くの必要以上の犠牲が払はれつゝあるかは裁判所と弁護士とが最もよく知る所であらうと思ふ。

共産党のある人々に於てはこの項目を以て古来から繰り返されて来た政体の変更としか考へて居ないのである。或は他の経済制度と等しく単純な封建的遺制の一つの改革として取扱はんとする。しかし我国に於ては事一度これに触れるときにはそれは単に政治形式の変革に止まらずして国民道德の根柢を動かす問題である。決して治安維持法があるが故に罪せらるると云ふ丈けの問題ではない。

ここに見ることの出来る鈴木、そしておそらくは帝國憲法体制下における多くの批判的理性に共有の、天皇制という名の君主制に対する位置付けは、神格化でもなければタブー視でもなかった。天皇制という国家態様を、「国民感情」と「国民道德」という強固な歴史的社会的基盤に根付いた政治文化として見つめる醒めた視点であった。鈴木からすれば、「国民感情」と、「国民道德」への挑戦を戦略目標として設定する秘密結社の姿勢は、政治文化を共有する共同体の存在の前提的否認であり、権力機構保持のための治安維持法によって法的に処罰される以前に、社会的に排除される対象でしかなかった。

そうではあったが、法曹実務に携わった鈴木として、日本共産党に関わった学徒達の法的無知に対する救済には、特にその意義を感じていた。それは、日本資本主義分析における講座派的成果、とりわけ「政治的自由の束縛」や「封建的遺制」に関する構造的分析の成果については、「至極尤もな意見の一つである」と、法廷における「読み聞け」に傾聴する姿勢を示す鈴木であったからである。それだけに、治安維持法違反の被告達の法的無謀さを、鈴木は座視し得なかつたのである。

然るに最も悲しむべきことは、河上博士に限らず、私が担当した多くの学者的被告に於ては経済制度改革運動としての共

産党運動の一面にのみ興味と注意とを奪はれて、共産党が世論によつて非難され、法律によつて非難され、法律によつて最
極刑迄科し得る重大な項目を掲げて居ることに充分の注意が払はれて居らなかつたと云ふ事である。経済制度改革運動とし
てのみ考へて居るのであるから、自分としては特別に悪いことをしたと云ふ意識がないのである。

河上肇その他の被告達の無謀さと無知について、半ば呆れながら、「反省すべき点」と指摘し、批判する鈴木であ
つた。被告達をそのように批判しながらも、弁護人としての鈴木は、治安維持法の法的欠陥については、たとえ
「犯意」について「もつと明確に規定すること希望」したり、あるいは判決における規定の「斟酌なく適用」する実
態に「どう云ふものであらうかと思はれる」と疑義を提起するなど、その構造と規定の不備を慎重に、しかし鋭く衝
く姿勢を基調として堅持していた。

一九二五年に公布され、一九二八年に一部改正、死刑法となつた治安維持法の再改正が、一九三四年二月、政治日
程として浮上する直前、改正の機運をとらえた鈴木は、『法律新聞』の「論説」欄に、小論「治安維持法の改正に付
て」を一回にわたつて連載、発表した。鈴木は、「この数年間に於てこれらインテリの治維法違反事件の弁護を担
当すべく余儀なくされた場合が多かつた」のであり、「かつて大学の教授助教授専門学校の講師たりしもの及び文筆
を以て立つインテリ等の事案を担当したものの十指を屈するに足る」としている。その経験を踏まえた鈴木は治安維持
法改正論であつた。

河上肇を弁護するに当たつて、「マルキストではない」と断わる鈴木であつたが、治安維持法の改正意見を「在野
法曹」の立場で述べるに当たつても、自らが「自由主義の立場に立つもの」であつて「特殊のイズムを抱懐するもの
でない」ことを断つて居る。そう断つた上で、鈴木は、「マルキシズムなり社会改革運動なりに共鳴するに至つ

たこれらの若きインテリの「精神的過程」を、やや克明に、「公開の法廷に於て読み聞けられた手記、聴取書、調査から適宜摘録」して見せた。

きわめて大胆な、マルクス主義の宣伝とも見紛われる、鈴木による若き学徒達のマルクス主義への思想的理論的傾斜事例の紹介は、彼等「若きインテリ」の「精神的過程」に、「血の滲むやうな真摯性」を鈴木が「看取」したためであった。そして、彼等「思想事犯」に対しては、「その思想的觀念的問題に付ては、別に一層理解に教養ある機関に譲り、警察捜査並に取調の範圍を行為の事実内容に止むるを以て望ましいこととすべきではないか」と法の改正を提言する鈴木であった。⁽⁹⁾鈴木は、「思想事犯」に対する異端審問の妥当性を問うのであった。

非合法共產党の「二七年テーゼ」においては、「日本國家の民主主義化」は「君主制の廃止」に直結する論理構造となつていた。「三二年テーゼ」においては、「寄生的土地所有の廃止」や「七時間労働制の実現」が「天皇制の転覆」に収斂させられる論理構造となつていた。治安維持法の運用は、この秘密結社の運動の論理に対応する形をとることになる。すなわち、私有財産の否認を国體の変革に結び付け、資金の提供を私有財産の否認または国體の変革のための結社の目的遂行に結び付ける解釈がそれであった。こうして、革命の論理と治安の論理が競合して迫り出す領域が、君主制を天皇制としてタブーに昇化させる領域であり、逆に、そのタブーに挑戦することによって前衛の場を自己確認する非合法左翼の領域であつた。

鈴木は、一方で、「若きインテリ」に秘密結社の呪縛からの脱出を求め、他方で、「思想事犯」を搦め捕る国體論的異端審問の、その法的妥当性を糺し、そうすることによつて人權の領域を確保するところに政治争点を設定していたのであつた。小論「治安維持法の改正に付て」の冒頭において、鈴木は、自己の役割を「被告の爲めに或は被告に代つて防禦權を行使する」ところに課すと宣明している。

鈴木の扱った被告達は、「〇〇(河上)博士を除いて他の被告は概ねシンパとして起訴された」のであり、それは、治安維持法の対象となるような結社に対し「甚だ不用意の裏に……」資金の提供を行なった結果であった。その場合、多くは、一部改正を受けた一九二八年の治安維持法第五条に該当する例と思われるのに、殆んど、第一条該当と判決されている。中には、第五条で起訴され第一条で処断されるという明らかな「擬律錯誤」の例さえあったと鈴木は説明する。この場合、鈴木は、あくまで第五条の適用を、そして「目的犯意」の確定を求めたのであった。¹⁰⁾ここで政治争点として設定されているのも特定の政治結社の正当性や特定の指導理念の是非ではなく、人権の確保を目差す法的手続きの妥当性であり、鈴木の言う「防禦権」の行使であった。

治安維持法の改正案として、先の治安維持法の法的欠陥の指摘を承ける形で鈴木が強調する第一点は、国体の変革に関わる罪と私有財産の否定に関わる罪を「全く別異に規定」することであった。その第二点は、国体の変革と政体の変革の「混同」を避けることであった。国体の変革は阻止せらるべき「絶対事項」であるが、特別法としては思想の宣伝と煽動の取り締りに限定されるべきであるとする。変革の行動は刑法の対象となる、と鈴木は付言する。その第三点は、私有財産の否定を「相対的事項」とし、その内容を「無限のヴァライター」においてとらえることであった。鈴木は、私有財産の否定については、治安警察法の改正でも充分ではないか、とまで提言する。¹¹⁾

治安維持法を悪法とする場合、何を以て悪法とするか、その議論はそう単純なものではない。鈴木によれば、治安維持法が運用上で露呈させたその不備の代表例は、「犯罪行為の「目的」を確定せずして、いきなりその者の心理状態乃至研究、思想を以て犯意に擬する」点にあった。各条が「概ね目的罪」であるにもかかわらず、「情ヲ知りテ」、すなわち単に認識するだけで「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者」として有罪となる法の構造は欠陥と言えるものであった。鈴木は強く言う。「内心を処罰する如き形態を採るのは不当と云はねばならぬ」と。¹²⁾

鈴木が治安維持法における「第一章罪」を「国体ヲ変革スルコト」一条に集約し、この一条を孤立させようとする理論的營為を試みたのは、国体の変革それ自体が議事日程化された政治争点ではないとの状況認識を持っていたからであった。鈴木において、政治争点は、思想統制を図る國家の基本法から「内心を処罰するが如き形態」を除去するところに設定されていたのである。

治安維持法改正案は、一九三四年三月、衆議院で可決された後、兩院協議会で審議未了となり、一九三五年三月、今度は衆議院で審議未了となっている。一九四一年三月、「全部改正」された新法として公布され、「国体ヲ変革スルコト」(第一条)と私有財産制度の否認(第一〇条)が分離された。ただし、この「全部改正」においては予防拘禁禁制度が法制化されている。

治安維持法の改正史において、「国体変革」条項をより厳しい処罰の対象とする志向性が一貫していたとする分析がなされている。⁽¹³⁾ そのような把握と共に、「国体変革」条項と「私有財産制度否認」条項を分離することによって、法令の構造としての欠陥を正し、法令の運用面における合理性を求める在野法曹の理論的營為が、治安維持法改正過程に作働していたことの意味も充分に読み取られるべきであろう。

(1) 河上肇の弁護士は、自由法曹団(「日本労農弁護士団」)の神道寛治が担当し「公判闘争」を展開することになっていたが、河上夫人らがそれを断わり、同じ自由法曹団の上村進に替え、加えて鈴木義男に新たに依頼したとされている。平野義太郎や山田盛太郎の弁護士として執行猶予の判決を得る実績を挙げていた鈴木を、安田徳太郎や山田盛太郎らが強く推した結果、神道を避け、「妥協」として上村に鈴木を加えた弁護人の構成となったという。森長英三郎「新編・史談裁判」第四卷、日本評論社、一九八四年、四二二ページ。

(2) 鈴木義男「河上博士の一審弁護士として」『法律新聞』第三五九五号、一九三三年九月三日。鈴木は言う。「公判廷を

傍聴しないで、新聞等丈けで推測し、法廷に於ける博士を嘲笑するやうな批評を為すものもあるが、これは博士の爲めに弁じて置かねばならぬ。……」(同上)。

(3) 鈴木義男の河上肇弁護論には、河上と「五・一五事件の被告」とは「生一本な点」「熱情的な点」「無私の動機と云ふ点」で「毫も異なる所なく……全く同様」とする見解も含まれていた。もつとも、資本主義批判ならば、「五・一五事件の被告」だけでなく政友会なども同じであるが、資本主義分析としては、「五・一五事件の被告」と並べれば「聞くものをして首肯せしむるに足るものがある点に於ては到底同日の談ではないやうに思ふ」と、その違いを強調している。同右「河上博士の一弁護人として」。

(4) 同右「河上博士の一弁護人として」。

(5) 同右「河上博士の一弁護人として」。経済主義的「革命」家達は、取調官から、「日本共産党は〇〇(団体)を変革し、私有財産制度を否認する秘密結社たることを知りて」(強調、鈴木)参加したか、資金の提供をしたか、と問われると、安易に「知つて居た」と答え、治安維持法第一項という重刑の適用を受けるのであった。

(6) 同右「河上博士の一弁護人として」。治安維持法の適用で鈴木が衝く一点としては、右(三の注5)において鈴木が強調していたように、「知りて」(mit wissen)と「意圖して」(mit willen)が截然とされていない点があった。詳しくは左(三の注7)の「治安維持法の改正に付て」(一〇)を参照。

(7) 鈴木義男「治安維持法の改正に付て」の(一)は、『法律新聞』第三六三〇号、一九三三年二月五日付であり、(一完)は同上、第三六五七号、一九三四年二月一三日付であった。

(8) 同右「治安維持法の改正に付て」(二)、一九三三年二月五日。被告人の数としては「十指を屈する」数であったらうが、扱った件数は、まだこの時点では二、三であった。「在野法曹として弁護人として取扱つた二、三の経験を有する立場」が自認されている。同上。

(9) 同右「治安維持法の改正に付て」(七)、一九三三年二月三日。鈴木は、警察聴取書の一部を紹介、その設問が異端審問になっていると共に、国体論を踏絵とする誘導訊問の構造となっていることを紹介している。「我が国家成立の生命は何であるか。」「被疑者は我が国家成立の大本は〇〇〇〇(天皇親政)制度であり、従つて国家を支配するものは

〇〇〔天皇〕であり我が国民は之を確信しその尊厳を知つて居ると云ふことを考へないか。」「日本人の精神は何によつて生れるか。」「被疑者は日本人の精神は唯物論によつて支配されると思ふか。」等々。

(10) 同右「治安維持法の改正に付て」(九)、一九三四年一月三〇日。

(11) 同右「治安維持法の改正に付て」(一一)、一九三四年二月一三日。国体の変革と私有財産の否定を「別異に規定」することを求めたのは、「資本主義是正の諸々の運動、殊に合法的無産政党」について配慮してのことでもあった。

(12) 同右「治安維持法の改正に付て」(二〇)、一九三四年二月五日。

(13) 奥平康弘「治安維持法小史」筑摩書房、一九七七年、一〇一ページ、一五八ページ、二〇八ページを参照。

四 鈴木義男による政治争点の展開

刑事弁護人として、鈴木義男が活発な、しかも果敢とも言える法廷活動を展開するのは一九三〇年代に入つてからのことであるが、その初発点とも言うべき時点で、鈴木は、現代の法制における個人と人権の位置を確定する理論枠組を整えていた。鈴木が一九三二年に著わした「法学通論」の講義録には、「近代公私法の基礎となつたものはアメリカの独立宣言及びフランスの人権宣言である」と明記され、人権宣言の冒頭の部分が紹介されていた。「人は凡て出生及生存に於て自由及び平等の権利を有する。凡ての政府の使命は天賦不可譲の人権の確保にある。その権利とは自由、所有権、安全、及び圧制に対する反抗権である云々」⁽¹⁾。イエリネク流に言えば「国民の国家に対する権利」(『人権宣言論』一八九五年)が、一九三四年の日本の社会においても、大学の教室内においてであつたが、明確に、正確に、伝えられていたことを確認出来る。

それだけではない。個人における人権を確定した上で、鈴木は、「法律の世界に於ける社会化」が「現代の趨勢」

であることをも確定し、「独逸新憲法」(ワイマール憲法)に注目、その条文を詳しく紹介している。一九三二年の時点で、すでに、鈴木視野には、自然権から基本的人権へ流れ、基本的人権から受益権、そして社会権へと展開して行く現代法の文脈が確かな形で収められていた。

鈴木義男の「法学通論」の核心部分には、美濃部達吉の公法理論が据えられていた。解釈によっては人権を確定する基本的な法理となる、さらには受益権の法理ともなる「臣民の権利」論、すなわち公権論について、鈴木は、「憲法によつて国家が臣民に保障したる種々の権利を国家に向つて主張することが出来るのである」と論じている。⁽³⁾「国家に向つて主張することなしに人権は存在しないのであるが、この今日では平凡な公権の解釈は、そして人権の主張は、二、帝國憲法体制下における人権論」で見たと通り、当時においては必ずしも支配的な通説ではなかった。

たとえば、官許憲法学の担当第一人者であった穂積八束の場合、「公権ハ権力關係ヲ内容トス」とする理解が「持説」であった。穂積が「請フ意ヲ注ケ」と強調するのは、「権力關係」における「臣民」としての有り様であった。公権としての「請求権」は、穂積によつて、「広ク国家ノ作為又ハ給付ヲ要求シ、国家ノ設備ヲ利用シ得ルヲ以テ其ノ内容トスルノ権利ヲ凡称スルニハ非ス、唯、国権ノ或積極的動作ノ要求ヲ其ノ内容トスルノミヲ指スルナリ」と解釈されていた。自由権、参政権なども含め、公権の総体が「国家力法ニ依リ之ヲ付与シ之ヲ保護スル」枠に収められるべき「権利」とされていた(『憲法提要』第三篇第四章)。ここには、国家に対峙する個人が存在する場が認められていないのであり、国家の要請と許容に包摂されない人権の要求が存立する場が与えられていなかった。

穂積と真向から対立する学説となつていた美濃部達吉の公権論が、国民の国家に対する「権利主体タル地位」を認めるところから出発し、人権を、自由権を、そして「受益権」をも認容する解釈を示すものとなつていたのであり(『憲法提要』第二章第六節)、鈴木の「臣民の権利」論は、美濃部のそのような公権論の継承と、鈴木なりの展開を目

差すものとなつていた。

鈴木「法学通論」において、美濃部の公法理論は、特に司法の領域に関心を示す法論として、独自の展開が試みられた。⁽¹⁾ 鈴木「司法の領域への関心は、貴族院議員となつていた美濃部との関係における役割分担の自覚によつてもたらされていたと見ることが出来る。一九三〇年代後半における検察部門の強権的突出と、そこで急浮上することになつた人権問題を、最も端的に示した「帝人事件」への関与の仕方、美濃部と鈴木二人の役割分担関係が具体的に示されていた。因に、「帝人事件」の人権問題としての追究は、「天皇機関説事件」の第一ページとなつてゐる。

美濃部達吉は、「中央公論」一九三五年新年号の「第六十六議會雜観」において、「帝人事件」「陸軍パンフ」をめぐる議會の論議について報告を行なつた。さらに、一九三五年一月二三日の貴族院本會議において、「帝人事件」に関する質問演説を行なつた。美濃部が「帝人事件」を取り上げた理由は、検察の側における人権蹂躪の日常化、予審判事の検事への従属の常態化等、司法の危機を「帝人事件」で具体的に指摘出来ると判断したからであろう。「帝人事件」の黒白についての言及を美濃部は避け、「帝人事件」の政治的背景への立ち入りを美濃部は見せていない。「帝人事件」における職権濫用、不当逮捕・監禁、暴行陵虐、自白の強要等の具体例において、美濃部は、「檢察事務」過程における「犯罪行為」を指摘、「憲法政治ノ中心」としての「人身ノ自由」を保障せよと政府に迫つてゐる。⁽²⁾

鈴木義男においては、「帝人事件」は、法廷において自白の証拠価値を問う実践課題となり、法廷において予審制度がもたらす被告の拘禁性異常状態を実証する実務課題となつてゐた。⁽³⁾ その意味では、美濃部の場合と同じく、鈴木における「帝人事件」への対応も、「檢察事務」過程における権力の濫用に対して人権の擁護を試みる側面に力点が置かれるものとなつていた。美濃部の一九三五年における貴族院本會議での対応を承けた形で、鈴木は、一九三七年、東京地方裁判所の法廷で検察と予審の実態に対応してゐる。

ただし、鈴木においては、「帝人事件」における検察側の権力濫用と人権蹂躪を、検察「ファツシヨ」の動向の現われであると、まさにその検察「ファツシヨ」に向かつて宣言する、実戦としての対応になっていた。

この氣運を利用して政党的政權をファツシヨ政權、新官僚政權の手に奪取しやうとする運動も擡頭して来たのであります。そのために、到る所、財閥と政党的攻撃が展開され、遂に血盟団、五・一五事件、神兵隊事件等血腥さい事件が統発し、國民の神経はいやが上にも尖鋭化したのであります。……しかも一方政治的疑獄事件としては、鉄道疑獄事件があり、勲章疑獄事件があり、第三次東京市会疑獄事件、東京府会疑獄事件等があつたのであります。

取調べの過程において洩らされたと、被告人等より聞きます。故黒田検事（主任検事、公判途中で死亡）始め、その他の検事の言葉の節々から察します。私はどうしても黒田検事およびその他の検事をもつてファツシヨ的思想の持主であつたと信ぜざるを得ないのであります。「実に資本家は腐つて居る」「政党と財閥が結託して悪いことばかりやつて居る」……こう云ふ言葉が度々洩らされたと云ふのであります。して見れば、余程資本主義に対して反感を持つて居られたに相違ない、矢張り当時我國を蔽つて居た、財閥、政党等に対する一種の見解の渦中に在つたに相違ないと思はれるのであります。

美濃部によつてなされた「帝人事件」を具体的材料とする検察機構に対する権力の濫用を戒める告発が、「天皇機関説事件」の誘因となつたことは確かと思える。荻田胸善が美濃部達吉を「天皇統治大権」の否定者として糾弾する時、まず問題にしたのは、美濃部が「第六十七議會貴族院本會議に於いてかの帝人事件に絡む人権蹂躪問題に就いて小原法相に対し質問演説をなしたこと」であり、その美濃部演説について、「全新聞」が記事、社説を「衝動的に掲載」した事であつた。

そして、「帝人事件」から「天皇機関説事件」が誘発された経過があつたとすれば、「天皇機関説事件」は、議會政

治政黨政治派が攻撃された事件であったが、それだけではなく、逆に、議會政治「政黨政治派が戦時体制派に対して挑戦した経過を含む事件であったという事になる。また、議會政治「政黨政治派は、当時の状況における政治争点を國体論を問うところに設定していたのではなく、権力の濫用に対する人権の擁護という一点に設定していた事になる。「帝人事件」の法廷における鈴木木の檢察「ファツシヨ」告発は、帝國憲法体制下における現実的葛藤としての政治争点の所在を最も端的に示す例となつていた。

人権蹂躪の告発は、大権蹂躪の告発に転化された。「帝人事件」と「天皇機關説事件」の関連付けは、帝國議會における人権擁護の発言が報復を受け、人権擁護を求める発言者の学説が学界と大学から一掃される結果となる緊迫した状況の創出となつた。¹⁰⁾ そのような緊迫した状況においても、法治國家のたてまえが残されている限り、法廷における弁論と、弁論記録の印刷は、それほど規制を受けない領域として在野法曹に与えられていたようである。鈴木の人権感覺発動の場は、一九三〇年代において、地裁法廷に見出されていた。

一九三九年三月一三日、福島地方裁判所刑事部法廷においてなされたある汚職事件のための鈴木木の弁論には、次のような一節が含まれている。そして、鈴木は、この弁論を、「非売品」としながら公刊しているのであつた。

それに加へまして近時中央、地方を通じて警察権の所謂ファツシヨ化と云ふことが、意識するか否かは別として遺憾乍ら否定出来ない現象であります。……人権擁護の見地から由々しき大事と思ふのであります。嘗て政黨政治華やかなりし頃は警察権は兎もすれば願使の下に在つたと云ふ非難を聞いたのであります。事実と致しますれば宜しくない事勿論であります。が、今度は其反動として政黨凋落の昨今となりますれば、政黨が何だ、吾々は 天皇陛下の名に於て警察権を行使して居るのである、そんな者は少しも恐れないと云ふ啖呵を切つた巡查が少くないと云ふ事を承つて居るのであります。¹¹⁾

地裁の法廷では、ファシズムの担い手に対する「ファツシヨ化」という告発が、事件が浮上する度に、直接、「ファツシヨ」と対決する形でなされていたのであった。同じく、一九三〇年代後半、正確には一九三八年四月、東京刑事地方裁判所で公判が開始された「国鉄疑獄事件」についての弁論においても、鈴木の舌鋒は鋭く、検察「ファツシヨ」を真正面から告発するものとなっている。

被告等が取調べられますとき、検事は口を極めて政党を攻撃し、日本を毒するものは政党であるとか、五・一五、二・二六事件は何で起つたとか、青年将校の賞讃、井上日召の賞讃、日本を建直す任務は検察当局にあるとか云ふことを常に聞かされたと云ふことは当公判廷に於て黒田、平井被告を始め各被告の述べる所であります。前田を押へれば政党方面を相当検査することが出来ると云ふ目算が当時の検事局の検査欲に油を注いだことも否定出来ないと信ずるのであります。

議會政治や政党政治を敵視する検察「ファツシヨ」に突き付けられたのは、人権であつた。鈴木は、予審における拘禁や接見禁止という形の拷問の実態を明らかにする。検察側論告における事実認定の恣意性を指摘する。そこで浮上させられるのは、検察「ファツシヨ」と、検事と一体化した予審判事による人権蹂躪であつた。「私は在野法曹として民人の権利を擁護する立場に在る者として近時頻々として我國検察当局によつて斯くの如き粗瀆極まる起訴の爲されますことに対して憤激の情に堪へないのであります」とする鈴木の一言は、検察機構と司法末端機構の「ファツシヨ化」に対し、法廷で対決する鈴木の立脚点と決意のほどを簡潔に示すものとなっている。

やがて、「長い間の訴訟上の経験」から「日本では必要なんだ」と判断し、「法曹界からの強き要望」があつたとし

て、新しい憲法に、國家賠償や刑事補償の受益權を挿入する鈴木の「私」であつたが、そのような鈴木「私」は、旧憲法体制下の法廷で、次のような形で人權感覺を自分のものとして再確定していた。これは、鈴木、リベラリストとしての、そして自由主義法学派の学徒としての法曹実務への関与が、「フアツシヨ化」する司法へ「人間學」を對置する旧憲法体制下における市民的良識を目撃させ、その「人間學」に共感する「私」を培つていた例である。

平井被告は本来謙遜の美德に於ては何人の人後にも落ちない人であります。しかし今回の檢察並に予審の処置に対してはどうにも我慢が出来ない。と云ふので、御承知の通り、あの温厚な被告が、抑々被告席からの陳述としては帝人事件の三土被告の陳述以來絶へて聞かざる、舌端火を吐くが如く烈々たる慷慨の情を籠めて、檢事と予審判事に取調べの態度、職務を執るの心得を説示したのであります。被告が裁判官を教へると云ふやうなことは百歳にも一度起ることでありませうか。私は稀なる光景として見守つたのであります。否あの陳述は職務態度と云ふやうな些末なことを教へたものではありませぬ。若き司法官に向つて人間學を説いたものであります。あの陳述は独り本件の檢事、予審判事にのみ聞いて載くべきでなくして、凡ての司法官に聞いて戴き度いもの、一つであります。又それ自身あらゆる弁護人の弁論に勝つて大所高所より本件を批判し本件を如何に判断すべきかを教へて居る点で最も有力な弁論であります。

鈴木がこのように弁論する時、法廷では、弁護人の被告人に對する知的共感が表明されるだけではなく、逆に、被告人達の弁護人への信頼と共感が思はず表出する瞬間もあつたようである。

「帝人事件」も「國鉄疑獄事件」も、その事件が冤罪であつたかどうかよりも、被告人達の人權に對する著しい蹂躪行為が無視されて終わるかどうかが問われた事件であつた。それは、一九三〇年代後半、「選挙肅正」の過程で、各地で被告者を続発させた「選挙違反事件」についても同じであつた。それらは、戦時体制が確定される最後の瞬間

における人権擁護の最後の局面であつたであらう。

- (1) 鈴木講師用「法学通論講義案」一九三二年四月印刷、騰写刷。六一ページ。奥付に「講述者鈴木義男」「筆記並二印刷者佐藤伝吉」とある。専修大学図書館蔵。因に、鈴木義男は、一九三一年から法政大学法学部の講師陣に加わり、教授陣には一九三六年から加わっている。「法政大学史資料集第十四集」同大学史資料委員会刊、一九九一年、参照。
- (2) 同右「法学通論講義案」、六一〜六七ページ。「人間タルニ値スル Menschenwürdiges Leben」生活」を含むワイマール憲法の各条が、「イギリス労働党の社会主義決議案」「行政法の方面の社会化」「凡ての公企業社会化」「刑法の社会化」等の文脈で論じられた模様である。
- (3) 同右「法学通論講義案」、一一二ページ。
- (4) 同右「法学通論講義案」は、全文で三〇二ページであるが、その半分が「裁判所と裁判」に充てられている。鈴木の講義の受講者の関心との関係でそのような講義内容になったのであろうが、鈴木「法学通論」における「司法」への重い位置付けとも関連があると見て良いのではなからうか。なお、当時、陪審制度が実施されていたが、鈴木はこの制度を積極的に評価していた。鈴木「その評価の視点にも注目させられる。同上、三〇〇〜三〇二ページ。一九二八年から一九四三年にかけて実施が試みられた陪審裁判については、前掲(二)の注7)「東京弁護士会百年史」三〇九〜三一二ページ、参照。
- (5) 第六十七回帝國議會貴族院議事速記録第三号。「官報号外」一九三五年一月二四日。人権擁護の立場からする美濃部達吉の「帝人事件」への関わりについては、家永三郎「美濃部達吉の思想史的研究」岩波書店、一九六四年、第三章六、を参照。貴族院における美濃部の質問と松本丞治との関わり等、当時の雰囲気については、宮沢俊義「天皇機関説事件(下)」有斐閣、一九七〇年、座談会「天皇機関説事件について」第一回、を参照。
- (6) 鈴木義男による「帝人事件」についての弁論は、鈴木義男伝記刊行会編「鈴木義男」同刊行会刊、一九六四年、に、瀧内礼作の編で収められている。テキストとしては、「弁論士鈴木義男氏 帝人事件弁論」一九三八年、高屋市二郎発

- 行、非売品、がある。法政大学現代法研究所蔵「森長英三郎文庫」所収。「帝人事件」の概要については、森長英三郎、前掲（三の注一）『新編・史談裁判』、河合良成「帝人事件―三十年目の証言」講談社、一九七〇年、等を参照。上記「森長英三郎文庫」には、『鶴沢弁護士弁論 帝人事件公判速記録』一九三七年、『乾博士 帝人事件弁論』一九三七年、『弁護士今村力三郎氏 帝人事件弁論』一九三八年が収められている。
- (7) 同右、『弁護士鈴木義男氏 帝人事件弁論』二九九〜三〇〇ページ。
- (8) 同右、『弁護士鈴木義男氏 帝人事件弁論』三〇〇〜三〇二ページ。
- (9) 蓑田胸喜『美濃部博士の大権蹂躪』原理日本社刊、一九三五年二月、序言。参照。この小冊子の表題に使用されている美濃部の名には、「人権蹂躪・国政破壊・日本万悪の癌種禍根」との肩書が付されている。蓑田は人権蹂躪論に反論せず、人権蹂躪を「大権蹂躪」に転化させる論法を採ったのである。
- (10) たとえば蓑田胸喜による美濃部達吉の「凶逆思想」の「処置」は、宮沢俊義、河合榮治郎、横田喜三郎、末弘敏太郎らの「亡国思想」に対する「割判弾劾」と関連付けられて展開されていた。同右、参照。美濃部は、一九三二年に退官していたので、学問の府からの天皇機関説排撃は、国立大学と私立大学の憲法学担当者における陰微な追放劇として進化した。「天皇機関説事件」は、国体明徴運動であり、全国的なカンパニアであったのである。
- (11) 弁護士鈴木義男、ほか『渡辺信任氏瀆職事件弁護速記録』福島民友新聞社、一九三九年六月。非売品。専修大学図書館所蔵。五〜六ページ。
- (12) 弁護士鈴木義男『国鉄事件平井被告弁護弁論要旨』高屋市二郎発行、一九三九年七月。非売品。専修大学図書館所蔵。または前掲「森長英三郎文庫」（四の注6）所収。同書、一〇ページ。なお、「森長英三郎文庫」には、小貫素弘『鉄道疑獄史』天文社印刷所発行、一九三八年、非売品、と、遠田吉五郎『国鉄疑獄事件の真相』鉄道技術者新聞社発行、一九三八年、が収められている。
- (13) 同右『国鉄事件平井被告弁護弁論要旨』、一四ページ。
- (14) 同右『国鉄事件平井被告弁護弁論要旨』、二一八ページ。
- (15) 鈴木の弁論の途中、被告席から叫び声が挙がった場面が記録されている。同右『国鉄事件平井被告弁護弁論要旨』、

二二二ページ。——諏訪部叫ぶ「堀検事、辞職しろ」。堀検事「なに」。石松叫ぶ「懺悔しろ」。諏訪部叫ぶ「懺悔しろ」。堀検事「黙まれ」。裁判長「静かにせよ」。

五 国家と個人の接点としての人権の領域

——結びとして——

美濃部達吉や鈴木義男が企図した、日本の法曹社会に人権の観念を定礎しようとする試みは、彼等だけの孤立した営為になっているわけではなかった。

美濃部が「帝人事件」に関して、貴族院で人権蹂躪の具体例を挙げ、檢察当局を糾弾する質問演説を行なったのは一九三五年一月二三日であったが、その後、同じ問題で、しかも、美濃部より激しい論調で、東京弁護士会の会長であった岩田宙造が、貴族院で質問演説に起っている。一九三七年三月二五日には、衆院本会議において、民政党、政友会、昭和会の「共同提案」による「人権蹂躪根絶ニ関スル決議」が「起立多数」で可決されている。この決議は、「帝人事件」を機会に貴族院で展開された人権蹂躪に関する檢察糾弾の論議を継承するものとなっていた。

一九三五年から一九三八年にかけて、帝国弁護士会その他の弁護士会によって、多面的な角度からする人権擁護の意志表示が「決議」等の形で次から次へと発表されている。それは、左に見るような頻度においてであった。

①「議決」（人権問題の調査実行）一九三五年一月二日、帝国弁護士会……「正義」一九三五年二月。

②「決議」（檢察・警察の人権蹂躪）一九三五年四月二五日、帝国弁護士会……「正義」一九三五年五月。

- ③「要綱」〔予審手続きの廃止〕一九三五年一月二十九日、日本弁護士協会……「法曹公論」一九三五年二月。
- ④「意見」〔予審と拘留及び留置場について〕一九三五年二月一日、第一東京弁護士会・帝国弁護士会……「正義」一九三六年一月。
- ⑤「報告」〔人権問題の調査実行〕一九三六年二月十七日、帝国弁護士会……「正義」一九三六年三月。
- ⑥「決議」〔人権擁護と司法権の独立〕一九三六年四月二十五日、帝国弁護士会……「正義」一九三六年五月。
- ⑦「決議」〔拘留権、訊問権について〕一九三六年八月一日、第一東京弁護士会・帝国弁護士会……「正義」一九三六年九月。
- ⑧「大会決議」〔人権蹂躪の根絶〕一九三六年一月一日、全国弁護士大会……「法曹公論」一九三六年二月。
- ⑨「決議」〔職権濫用、人権蹂躪〕一九三七年二月二七日、帝国弁護士会……「正義」一九三七年四月。
- ⑩「決議」〔人権蹂躪の根絶〕一九三七年四月一日、日本弁護士協会……「法曹公論」一九三七年五月。
- ⑪「反対意見書」〔陪審法と人権蹂躪〕一九三七年七月二一日、第一東京弁護士会、帝国弁護士会……「正義」一九三七年九月。
- ⑫「決議」〔帝人事件の責任追及〕一九三八年一月二〇日、帝国弁護士会……「正義」一九三八年二月。
- ⑬「決議」〔総動員法は憲法違反〕一九三八年三月一日、日本弁護士協会……「法曹公論」一九三八年四月。
- ⑭「決議」〔司法の独立強化〕一九三八年四月二五日、帝国弁護士会……「正義」一九三八年五月。

「満州事変」と「五・一五」が、「二・二六」と「蘆溝橋事件」に転化した段階であった。非法法共産党が壊滅し、合法左翼派の運動が一九三七年における日本無産党の結党において最後の苦闘を見せている段階であった。国家総動員法が一九三八年に公布され、二度目の治安維持法の改正が一九四一年に行なわれ、身体と財産の動員が、そして予防拘禁が法的に正当化される過程であった。準戦時体制下の状況において、在野法曹は、執拗に司法の場の保持と人

権擁護の試みを繰り返していた。そこには、限界状況が察知される状況においてこそ、司法と人権についての声が挙げられなければならないとする在野法曹の悲痛な使命感が漂わせられていた。そこには、治安維持法で言う「国体ヲ変革スルコト」を目差す社会主義運動とは異質の政治争点が、国家と個人の接点を意味する人権擁護の一点において浮上させられていた。

右の⑧に見た一九三六年一月の全国弁護士大会の「決議」は、「予審ニ対スル検事干渉ノ弊害ハ、其庁舎ヲ同ウシ交通連絡ノ便アルニ基因スルコト尠シトセス。国民ノ疑惑モ亦茲ニ生スルヲ以テ、両者ヲ截然分離シテ禍根ヲ絶ツノ必要アリ」とするような具体的提案を試みていたが、このような提案を生み出す思想的な立脚点は、「憲政昌ンニシテ人権起リ、人権衰ヘテ憲政空シ」とする所に置かれていた。戦時体制段階においても、一九四四年における大日本弁護士報国会の結成に至るまで、左に見るように、司法と人権のための声が挙げ続けられていた。

- ⑮「決議」〔民事訴訟の和解手続への第一に反対〕一九三九年四月二五日、帝国弁護士会。……「正義」一九三九年五月三月。
- ⑯「再建議」〔予審制度と検察制度の改善〕一九四〇年二月、日本弁護士協会・東京弁護士会。……「法曹公論」一九四〇年三月。

- ⑰「建言」〔国防保安法の運用について〕一九四一年六月一〇日、日本弁護士協会。……「法曹公論」一九四一年七月。
- ⑱「決議」〔裁判所構成法戦時特例案及び戦時刑事特別法案についての修正意見〕一九四二年一月二七日、帝国弁護士会・第一東京弁護士会。……「正義」一九四二年二月。

ところで、在野の法曹について、「在野」であるから支配権力に対して批判的であったと判断すると、「たいへんな

まちがいを犯す虞がある」と指摘されている。「大観するならば、在野法曹は、一部の例外者を除き、支配階級とイデオロギーを異にしていたと考えることはできない」のであつた。⁽⁵⁾確かに、思想犯保護観察法（一九三六年）や治安維持法の改正に対して、「弁護士会は何の意志表示もしていない」⁽⁶⁾のであつた。また、在野の法曹は、「帝国議會を口ポット化する美濃部の天皇機関説事件には、国体明徴を旗印にされたために反対していない」⁽⁷⁾のであつた。在野の法曹は、治安維持法で言う「国体ヲ変革スルコト」に関わると指弾されるような姿勢を示すことを、一切、避けていたのである。⁽⁸⁾

しかし、在野の法曹における国体明徴運動の非合理性からの回避は、直面する政治争点からの逃避ではなかつた。在野の法曹における政治争点の設定は、君主制の存在と態様を問う所に置かれる事はなかつたのであり、それは、国家と個人の接点としての人權の領域に設定されていたのである。そうであつたからこそ、在野の法曹は、「檢察権の強化には反対、予審制度には改善の意見を出し、国防保安法の制定には批判的であり、裁判所構成法戦時特例が控訴を禁止し、戦時刑事特別法が弁護士権を制限したことなどについては反対をして、人權の擁護に努力をしてきた」⁽⁹⁾のであつた。

第二次世界大戦終了後の鈴木義男が、新憲法制定時に、基本的人權条項の意義を最大限に評価した背景としては、また、憲法議會で人權規定の展開として受益権規定の挿入を圖つた自らの立場について「長い間の訴訟上の経験」と共に「法曹界からの強き要望」を挙げた背景としては、以上に見たような檢察「ファツシヨ」に抵抗して人權擁護を叫び続けた在野の法曹の実績を見ることが出来るのであつた。

ところで、在野の法曹に結晶化されていたような帝國憲法体制下におけるリベラリズムの伝統の、あるいは、自由主義法学の伝統の、第二次世界大戦直後の時点における発現の場となつたのは、結党直後の日本社会党であつた。日

本社会党は、当初、社会主義政党である以上に、知的共同体としての特性を強く示していたのである。

そして、新憲法体系を構成し、構築したのは一九四七年の社会党政権であり、そこで鈴木義男は司法大臣・法務総裁となったのであったが、だが、しかし、政権党化した日本社会党において、左・右両派のイニシアティブを問わず、批判的理性を担う知的共同体としての特性は、なぜか、稀釈されてゆく一方であった。

(1) 美濃部の議会演説は、一篇の論文のように論理整然たるものであった。前掲(四の注5)『速記録』参照。美濃部演説の直後、一九三五年二月一八日、菊地武夫の演説がなされ、憂慮すべき社会情勢として一部の憲法論が「帝人事件」についての論議と共に問い糺されている。

(2) 『第六十六回帝国議会貴族院議事速記録第二号』、『官報号外』一九三四年二月一日、『第六十七回帝国議会貴族院議事速記録第六号』、『官報号外』一九三五年一月三十日、参照。発言日はいずれも『官報号外』発行日の前日。後者において、岩田は「司法官ノ「フアツシヨ」化」を指摘している。

(3) 『第七十回帝国議会衆議院議事速記録第三十一号』、『官報号外』一九三七年三月二六日。提案の趣旨弁明は一松定吉によつてなされている。一松は、予審と検察の一体化の構造、天皇の名による人権蹂躪の構造を具体的に示した。刑事補償法による救済という人権保障の構造における不充分性も指摘している。社会大衆党の加藤助十が反対演説に起っているのが注目される。反対の理由は、議事運営上の不満と、「帝人事件」や選挙違反事例など、「名士」の人権のみが取り上げられている「決議案」の姿勢に対する批判にあった。

(4) 日本弁護士連合会『日本弁護士沿革史』同連合会発行、一九五九年、一九一〜二五九ページの記述を参照。

(5) 家永三郎『司法権独立の歴史的考察』日本評論新社、一九六二年、Ⅲ、刑事訴訟法をめぐる人権保障の要求―現行刑事訴訟手続の思想的背景、を参照。特に二四一ページ。

(6) 前掲(五の注4)『日本弁護士沿革史』二〇七ページ。

- (7) 同右『日本弁護士没革史』、二五四ページ。
- (8) たとえば、鈴木義男は、ソルゲ事件の辩护人となつて安田徳太郎、西園寺公一を担当しているが、この種の事件に対しては、強い弁護の意志を表わさなかつたとされている。森長英三郎、前掲(三の注1)『新編・史談裁判』二四八ページ。
- (9) 前掲(五の注4)『日本弁護士沿革史』二五四ページ。